

UN ひかりサービス契約約款

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

株式会社U-NEXT LIVING PARTNERS（以下「当社」といいます）は、この「UN ひかりサービス契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対しUN ひかりサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条 (用語の定義)

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

① 提供契約

本サービスの提供を希望する者と当社の間で締結される、本約款、本条に定める申込書その他の文書にて当社が提示する本サービスに関する条件をその内容とする契約をいいます。

② 契約者

当社と提供契約を締結した者をいいます。

③ 申込書

当社に提供契約を申込むための当社所定の書面をいいます。

④ 電気通信設備

本サービスを利用するため必要な機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。

⑤ 契約物件

提供契約にて指定される本サービスが導入される集合住宅その他建物をいいます。

⑥ 利用者

契約物件の入居者等、本サービスにより提供されるインターネット接続サービスを利用する者をいいます。

⑦ 遠隔監視

当社が提供契約に基づき導入した電気通信設備の接続状況を、ネットワーク経由で監視することをいいます。

⑧ 導入工事

インターネット接続サービスその他本サービスに含まれるサービスの提供を受けるために必要な広帯域回線の敷設および引込工事、電気通信設備の設置をいいます。

⑨ 契約期間

本サービスのうち導入工事完了後に提供されるサービスを、契約者が当社から受けることが可能な期間をいいます。

⑩ 月額利用料金

提供契約に基づき契約者が当社に毎月支払うべき料金をいい、契約物件の規模等によって個別に定めるものとします。なお、課金開始日は、契約期間の開始日の属する月の翌々月1日からとします。

第3条 (本約款の変更)

- 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。

- ①本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - ②本約款の変更が、提供契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社ウェブサイトに掲示または当社が任意に選択する方法により契約者に通知します。
 3. 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第2章 本サービスの内容等

第4条 (本サービスの内容)

1. 当社は、本サービスとして、導入工事、契約物件の各住戸に無線 LAN アクセスポイントを設置する方式によるインターネット接続サービスの提供、遠隔監視、電気通信設備の保守、利用者のサポート等の業務を一括して行います。但し、申込書において本約款と異なる内容を定めた場合は、当該申込書の内容が優先して適用されるものとします。
2. 本サービスにおいて提供するインターネット接続サービスは、ベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉、交換機収容局からの距離などにより速度が低下することがあります。
3. 本サービスは、インターネットに接続できることを保証するものではありません。

第5条 (本サービスの種類)

前条第1項の規定にかかわらず、本サービスの提供方法は、当社が現場調査を行ったうえで、最も契約物件に適していると判断した方式によるものとします。なお、契約者の希望により方式を変更する場合、契約者は追加で発生する費用を負担するものとします。

第3章 本サービスの申込

第6条 (契約の申込と成立)

1. 本サービスの提供を希望する者は、本約款の内容をすべて確認・承諾したうえで、申込書その他当社所定の書面に必要事項を記載して当社に提出するものとします。
2. 提供契約は、前項の申込書等を当社が受理し、承諾したときに成立します。
3. 本約款に別段の定めがある場合を除き、提供契約は、契約期間が終了した時に終了するものとします。
4. 当社は、次の各号に該当する場合には、提供契約の申込を承諾しないことがあります。当社は、当該不承諾について提供契約の申込みをした者（以下「申込者」といいます）からの理由の開示、異議、損害賠償の請求に応じる責任を負いません。
 - ① 申込書に虚偽の記載または記入漏れその他不備があったとき
 - ② 申込者が過去に当社が提供する他のサービスの利用の停止、当該他のサービスに係る契約の解除等を受けたことがあるとき
 - ③ 申込者が月額利用料金の口座振替のために指定した金融口座の名義人が申込者ではない場合において、口座振替について当該名義人の承諾を得られないとき
 - ④ 申込者が第30条に定める反社会的勢力に所属または関係していると判明したと

き

- ⑤ 契約物件への本サービスの提供が技術上困難であるとき
- ⑥ 前各号のほか、提供契約の申込みを承諾することが不適切であると判断したとき

第7条 (提供契約の誠実履行)

契約者および当社は、提供契約に基づく義務を、信義を旨とし、誠実に履行するものとします。

第8条 (契約内容の変更)

本約款に別段の定めがある場合を除き、提供契約の内容を変更する必要が生じた場合は、契約者と当社の協議のうえ合意した内容を記載した契約書面を取り交わすことにより変更できるものとします。但し、当社は、利用者が少ない、契約物件に空室が多い、導入工事が未完了の住戸がある等を理由とした月額利用料金その他金銭債務の減免、提供契約の有効期間の短縮その他の提供契約の内容の変更の申し出に応じる義務を負いません。

第9条 (契約者情報の変更)

契約者は氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の方法にて変更手続を行うものとします。

第10条 (契約期間)

契約期間は、導入工事の完了日（以下「提供開始日」といいます）から起算して契約物件ごとに申込書において定める期間が経過した月の末日までとします。但し、契約期間が満了する3ヶ月前までに、契約者、当社いずれからも書面による別段の意思表示がない場合、契約期間は同一の条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第11条 (本サービスの中止・中断)

- 1. 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止または中断することができます。なお、この場合であっても、契約者は月額利用料金の支払義務は免れません。
 - ① 電気通信設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合。
 - ② 天災地変、事変、暴動、内乱、火災、停電、電気通信設備の盗難、電気通信回線障害、政府の規制その他の当社の支配することのできない事由が生じた場合。
 - ③ 月額利用料金の支払が2ヶ月以上遅延した場合。
 - ④ その他当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2. 当社は、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を中止または中断した場合には、契約者の申し出により協議のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。この場合において、必要な措置に費用が発生するときは、契約者がこれを負担するものとします。なお、これにより本サービスの提供が滞ったことを理由としての月額利用料金の支払いは免れないものとします。
- 3. 契約者は、当社が前項により本サービスの提供を中止または中断しようとする場合には、必要に応じ利用者に対して、事前に本サービスを中止または中断する旨の通知を行うことがあることを予め承諾するものとします。

第4章 電気通信設備の導入工事

第12条（導入条件）

1. 契約者は、電気通信設備を設置するためには、契約物件内に当社の定める条件を満たす設置スペースおよび電源が必要であることを予め承諾し、当社に対し無償で提供するものとします。
2. 当社は、前項に定める設置スペースの状況を確認するための現地調査を実施します。
3. 契約者は、当社による前項に定める現地調査着手後から提供開始日までに契約者の都合により提供契約を解約した場合には、キャンセル費 16,000 円（税抜）を当社に支払うものとします。

第13条（導入工事）

1. 導入工事は、当社が定めた工事期間内に契約物件の全住戸一斉に、当社または当社指定の電気工事会社もしくは建設会社が行います。但し、当社は、居住者の都合、建物の物理的な事情その他当社の制御できない事由により導入工事を完了できなかった住戸がある場合には、当該住戸について導入工事を完了する責任を負わないものとし、当該住戸の導入工事は、当該居住者から希望があった時または空室になったことを知った時に手配します。
2. 当社による標準的な導入工事を実施するために別途工事が必要な場合には、契約者は、当該工事を、契約者の判断により当社または第三者に委託できるものとします。但し、第三者に委託する場合は、事前に当社に通知して承諾を得るものとします。
3. 契約者は、前項に基づき電気通信設備の導入工事を当社に委託する場合、当社所定の書面により発注を行うものとします。
4. 当社は、前項に基づき契約者から委託された導入工事を、当社の判断により第三者に再委託できるものとします。
5. 契約物件等に居住する者等の都合により導入工事が未完成の工事がある場合でも、当社の判断により本サービスの提供は開始されるものとします。なお、その場合であっても、初期導入費用および、月額利用料金の減額等は行わないものとします。
6. 契約者は、契約者または入居者の事情で導入工事が本サービス提供開始時に完了していない場合、当社が本サービスの提供を開始した時点で、導入工事を完了したものとみなし、初期導入費用および、月額利用料金を第24条の定めに従い支払うものとします。

第14条（導入工事の遅延等）

1. 契約者は、当社が通知した工事着手日の3営業日前を経過した後に契約者の希望で工事着手日を延期または中止した場合には、当社が工事の準備に要した費用を、工事キャンセル費用として当社に支払うものとします。
2. 導入工事が未完成の住戸がある場合であっても、契約期間は、導入工事を完了できなかった住戸を除く工事完了日を提供開始日として開始するものとします。この場合であっても、月額利用料金の減額等は行いません。

第15条（導入後のサポート）

当社は、契約物件における電気通信設備の導入工事の完了後、以下のサポートを行います。

- ① ルーター等の電気通信設備の遠隔監視保守
- ② 利用者からの電話、封書等によるお問い合わせへの対応
- ③ 第5章に基づく電気通信設備の保守サービス

第5章 電気通信設備の保守サービス

第16条（保守サービスの対象設備）

当社による保守サービスの対象となる電気通信設備（以下「対象設備」といいます）は、以下のとおりとします。

- ① 当社が所有権または使用する権利を有する電気通信設備
- ② 当社が契約者に対して販売し、導入工事を行った電気通信設備

第17条（保守サービスの範囲）

1. 保守サービスとは、対象設備に故障が発生した場合、当社が契約者の要請に基づき、技術員を対象設備導入場所に派遣し、対象設備の修理・調整を行うことをいいます。
2. 保守サービス提供時間は、第21条記載の時間帯に限るものとし、保守サービス提供時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に技術員を派遣するものとします。
3. 当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとします。

第18条（保守サービスの料金）

1. 対象設備に対する保守サービスの料金は、月額利用料金に含むものとします。但し、次のいずれかの事由によって必要となった対象設備の修理または調整等の諸作業については、有償で提供するものとします。
 - ① 電話線、ジャンパ線等の構内配線に関する工事。
 - ② 対象設備の保証書等に記載された使用方法に反した契約者、利用者その他契約物件の使用者等の利用取扱いに起因する障害。
 - ③ 当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含む）以外の者による修理または調整。
 - ④ 契約者、利用者その他契約物件の使用者等による故意の対象設備の破損。
 - ⑤ 当社の承諾なしに行なった対象設備への他の装置や器具の取付けまたは接続。
 - ⑥ 天災事変、火災、盗難、サイバー攻撃その他不可抗力。
2. 当社が所有権または使用する権利を有する電気通信設備を、その経年劣化や機能の陳腐化を理由として当社の判断により交換または更新する場合の費用は、当社が負担します。
3. 保守サービスの提供に必要となる交換部品・付属部品の交換は無償とし、構内配線および宅内モジュラージャック等の接続部品の交換は有償とします。

第19条（設置場所変更）

1. 契約者は、対象設備の設置場所を変更しようとする場合、事前に新しい設置場所を当社に書面で通知するものとします。
2. 設置場所の変更における工事は当社または当社が指定する工事会社が行うものとし、変更に必要な諸費用は契約者の負担とします。
3. 設置場所の変更に伴い、提供契約の内容を変更する必要があると当社が判断した場

合、当社は、契約者と協議のうえ、提供契約を書面で変更または解除することができます。

第20条（電気通信設備の保険）

当社が所有または使用する権利を有する電気通信設備に保険を付保し、当社が保険金受取人になることを契約者は防げないものとします。

第21条（保守サービス対応・受付時間帯）

1. 保守サービスの対応・受付時間帯は、以下のとおりとします。
 - ① 対応時間 9：00～18：00（年末年始を除く）
 - ② 受付時間 24時間（年末年始を除く）
2. 遠隔監視についても上記と同様とします。

第22条（契約者の協力義務）

契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力をを行うものとします。

- ① 当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備・構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること。
- ② 電気通信設備および保守サービスにおいて消費される光熱費（電気代等）を無償で提供すること。また、その提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
- ③ 契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね1ヶ月前までに当社に日程等の通知を行うものとします。

第23条（通信の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにおいて提供するインターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、1の通信について、その通信時間が一定時間を超えるときまたはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限もしくは切断することがあります。
5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

6. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第6章 支払

第24条（請求ならびに支払方法）

1. 月額利用料金の支払方法は、契約者の指定する金融機関の口座振替によるものとし、当月分の月額利用料金を翌月の27日（27日が金融機関等の休業日の場合には、翌営業日）に引き落とすものとします。但し、契約者が請求書払い（当月分の月額利用料金を当社が契約者に対し発行する請求書に定める支払期限までに当社の指定する金融機関に振込むことにより支払う方法）を申込み、当社が承諾した場合には、この支払方法によるものとします。
2. 前項本文に定める金融機関の口座名義人が契約者または第三者のいずれであるかを問わず前項に定める口座振替ができなかった場合または契約者が支払を遅延した場合、契約者は当社に対し、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、年14.6%の割合で算出される額を遅延損害金として支払うものとします。
3. 契約者が支払を遅延した場合、当社は、契約者の支払が完了するまでの間、本サービスの提供を中断することができます。
4. 支払済の月額利用料金はいかなる場合も返金されないものとします。
5. 消費税などの公租公課および支払いに要する手数料は契約者の負担とします。

第7章 一般条項

第25条（権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、提供契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。

第26条（地位の譲渡）

1. 契約者は、契約物件の所有権を第三者に移転する場合、前条の規定にかかわらず、契約者の負担と責任において速やかに提供契約の当事者としての地位を当該第三者に承継させるものとします。なお、契約者は、当社所定の書式により当該承継手続きを行うものとします。
2. 前項の第三者が提供契約の地位承継に応じなかった場合は、契約者による中途解約として、第29条第2項を適用するものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により地位譲渡の承認請求があったときは、地位譲渡を受けようとする者が月額利用料金その他債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合その他当社の業務遂行上支障がある場合を除き、これを承認します。

- 当社は、本条第1項に基づく地位譲渡を承認しなかったことにより、契約者その他第三者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第27条（届出義務）

- 相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の変更があったときは、相続人または合併もしくは分割等により契約者の提供契約における契約上の地位を承継した法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と決め、これを届け出るものとします。また、これを変更するときも同様とします。
- 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第28条（契約の解除）

- 契約者および当社は、相手方が本約款の条項に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかったときは、提供契約を解除することができるものとします。
- 当社は、契約者に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに提供契約を解除することができるものとします。
 - 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売を申し立てられ、または国税徴収法による滞納処分その他公権力の行使を受けたとき
 - 解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - 信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき
 - 提供契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - 当社と締結している他の契約に違反したとき、または違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - 提供契約に基づき支払うべき金銭の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - その他提供契約を継続することが困難であると客観的に認められたとき

第29条（中途解約）

- 契約者および当社は、契約期間中であっても、相手方に対し書面による3ヶ月前の予告期間をもって通知し、承諾を得ることにより提供契約を解約することができます。但し、契約者は、3ヶ月分の月額利用料金を一括で支払うことにより即时解約することができます。
- 契約者は、契約期間を経過する前に提供契約を解約する場合、電気通信設備の撤去に必要な諸費用および契約期間満了までの月額利用料金の合計額を違約金として当社に一括現金にて支払うものとします。
- 前項の規定は、前条または次条に基づき契約者が契約解除された場合にも適用される

ものとします。

第30条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。
 - ① 暴力団、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること
 - ② 契約者または当社が法人の場合、その役員、主要な株主その他実質的に法人の全部または一部を支配する者が反社会的勢力であること
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していること
 - ④ 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと
2. 契約者または当社が前項の表明保証に反した場合、相手方は催告することなくまた何らの損害賠償義務を負うことなく直ちに提供契約を解除できるものとし、併せて発生した損害の賠償を請求できるものとします。
3. 契約者および当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとします。

第31条（期限の利益の喪失）

提供契約が終了したときは、その終了の理由の如何を問わず、契約者は期限の利益を失い、当社に対する一切の支払債務を即時に一括現金にて支払うものとします。

第32条（終了後の措置）

1. 提供契約に別段の定めがある場合を除き、提供契約の終了後、当社が所有権または使用する権利を有する電気通信設備が契約物件に残存する場合は、当社の負担により当該設備を撤去します。但し、契約者が所有または使用する権利を有する設備その他構築物等により別途費用が発生する場合は、契約者が当該別途費用を負担するものとします。
2. 前項の撤去は、契約物件の原状回復を目的とするものではなく、当社はいかなる場合であっても契約物件の原状回復義務を負いません。
3. 当社は、当社の判断により LAN 配線、室内コンセントその他の設備の所有権を放棄し、これらを契約物件内に残置することができるものとします。但し、契約者は、撤去費用を負担することにより当該残置設備の撤去を当社に委託できるものとします。

第33条（損害賠償）

1. 当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が停止した場合、そのサービスが全く利用できない状態（電気通信設備による全ての通信・通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、月額利用料金1ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とみなし、当該金額の範囲内で賠償に応じるものとします。
2. 天災地変、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行、不可抗力、その他当社の責めに帰すべきではない事由に起因して本サービスの提供が中断した場合、当社は速やかに契約

者に通知のうえ、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。但し、当該中断により契約者に発生した損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

3. 契約者の責めに帰すべき事由に起因して本サービスの提供が中断した場合、当社は、契約者の申し出により契約者と協議のうえ、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。この場合、必要な措置に関する費用については契約者の負担とします。
4. 本条第2項または前項により本サービスの提供が中断した場合、契約者は月額利用料金の支払義務を免れません。
5. 契約者は、契約者自身の責任において本サービスの提供を受けるものとし、本サービスの利用によって契約者、利用者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第34条（守秘義務）

契約者は、提供契約に関連して知り得た当社の技術上または営業上の情報その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、提供契約の有効期間中はもとより、提供契約終了後も第三者に対して開示、漏洩することはできません。

第35条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者または利用者の個人情報については、当社の定める「個人情報の取扱いについて（<https://unext-ip.co.jp/privacy/policy2.html>）」に定めるほか、次の各号に掲げる場合を除き使用しないものとします。
また、個人情報の取扱いにあたっては、適法かつ公正な手段を用います。
 - ① 本サービスを提供するにあたり、個人情報を適切に取扱うことを書面等で義務付けた業務提携先または業務委託先に対し、業務遂行の目的により個人情報を提供する場合。
 - ② 本サービスその他当社が企画運営するサービスの品質向上を目的に、個人情報を集計および分析する場合。
 - ③ 前号の集計および分析等で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。
 - ④ 当社の商品・サービスの情報提供のためにDM等のご案内を差し上げる場合。
 - ⑤ 本サービスの障害、不具合、事故発生時の調査・対応のために情報の開示または提供が必要とされる場合。
 - ⑥ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。
 - ⑦ その他当社が本人に対し通知し、または予め公表した目的に利用する場合。
2. 上記に定めのない事柄に対しては、個人情報保護に関する法令および電気通信事業法に基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密は守られるものとします。

第36条（注意喚起）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいま

す)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第37条（協議）

1. 提供契約の履行に関し契約者と当社の間に疑義が生じた場合、両者は協議の上誠意をもって解決に努めるものとします。
2. 前項の協議を行ってもなお解決できず訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条（準拠法）

本約款および提供契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第8章 附則

1. 2018年1月1日制定
2. 2019年8月1日改正（「U-ひかりサービス契約約款」から改称）
3. 2020年8月1日改正
4. 2021年3月1日改定
5. 2023年7月1日改定
6. 2024年9月1日改定

ユーネクストサービス約款 (UNLP)

本約款は株式会社 U-NEXT LIVING PARTNERS（以下「UNLP」という。）が定め、本約款の用語の定義は第1条の定めに従う。本約款は UNLP が本不動産のオーナー向けに提供するインターネット回線サービスに附隨して本サービスとしてのユーネクストサービスがエンドユーザに提供される場合における UNLP と当該エンドユーザの入居する本不動産のオーナーとの諸条件を定めるものである。

第1章 総則

第1条 (定義)

本約款において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

- (1) 「本契約」とは、オーナーの本約款への同意に基づいて成立した UNLP 及びオーナー間の契約をいい、オーナーは本約款に定められた義務の履行責任を負う。
- (2) 「本サービス」とは、エンドユーザに対して株式会社 U-NEXT（以下「U-NEXT」という。）が提供するユーネクストサービスをいう。
- (3) 「ユーネクストサービス」とは、「月額会員向けビデオサービス」、「PPV サービス」及び「電子書籍サービス」で構成されるサービスの総称をいう。
- (4) 「月額会員向けビデオサービス」とは、U-NEXT 所定のユーネクスト利用規約及びユーネクストビデオサービス利用規約に基づき U-NEXT がエンドユーザに提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、オーナー（第8号参照。）が支払う本債権にてエンドユーザが利用可能なサービスをいう。
- (5) 「PPV サービス」とは、U-NEXT 所定のユーネクスト利用規約及びユーネクストビデオサービス利用規約に基づき U-NEXT がエンドユーザに提供するビデオ・オン・デマンドサービス及びライブコンテンツで、利用毎にエンドユーザが U-NEXT に直接料金を支払うサービスをいう。
- (6) 「電子書籍サービス」とは、U-NEXT 所定のユーネクスト利用規約及びユーネクスト電子書籍配信サービス利用規約に基づきエンドユーザに提供する電子書籍サービスであって利用毎にエンドユーザが U-NEXT に直接料金を支払うものをいう。
- (7) 「本不動産」とは、オーナーが所有または管理する居住用不動産をいう。
- (8) 「オーナー」とは、本約款に同意して本契約の当事者となった本不動産の所有者又は権利者であり、本条第11号で計算される金額であって次号に定める利用契約における月額会員向けビデオサービスの月額料金に相当する金額（以下「月額会員向けビデオサービス料金」という。）の支払義務を U-NEXT に対して負担するものをいう。
- (9) 「エンドユーザ」とは、本不動産の入居者であって U-NEXT との間で締結する本サービスの利用契約（以下「利用契約」という。）に基づき本サービスを利用する者をいい、念のために補足すると月額会員向けビデオサービス料金は第2条第1項第1号に基づきオーナーが負担するためエンドユーザはその支払義務を負わない。

(10) 「本件個人情報」とは、第2条に定める本件業務に関しオーナーが UNLP に対して提供する情報及びオーナーが本件業務の遂行により取得する潜在的なエンドユーザ（以下、「潜在顧客」という。）の情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（当該情報だけでは識別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び適用ある法令（個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）によって個人情報としての規制又は保護を受ける情報（公開情報を含む。）をいう。

(11) 「本債権」とは、本契約の有効期間中に発生する、U-NEXT がオーナーに対して有することになる以下に掲げる金銭債権をいう。

本物件に入居したエンドユーザが本サービスを利用することができる地位を予め U-NEXT に対して確保することの対価（以下「オーナー料金」という。）について U-NEXT がオーナーに対して取得する債権であって、その金額は月額会員向けビデオサービス料金にオーナーが所有する本不動産の総戸数（4 を下回る場合であっても 4 として計算し、4 以上の場合は実際の戸数で計算する。以下「本物件総戸数」といい、毎月計算する。）を乗じて計算され、エンドユーザが本物件に入居していない期間があっても総戸数の計算に変更はない。

第2章 委託業務

第2条（委託業務）

1. UNLP はオーナーに対し、本契約に定める条件に従い、以下に定める業務（以下「本件業務」という。）を委託し、オーナーはこれを受託する。
 - (1) 別途 UNLP が定める事項につきエンドユーザの同意を得ること
 - (2) U-NEXT がエンドユーザ毎に発行するエンドユーザによる本サービスの利用に必要な情報を各エンドユーザに通知する業務及び当該情報の管理業務。
 - (3) エンドユーザからの問い合わせ及びクレームへの一次対応業務。但し、UNLP の責に帰すべき事由によるクレーム及び両当事者協議のうえ UNLP が対応することを定めた問い合わせ及びクレームに対応する業務を除く。
 - (4) 前各号の他、エンドユーザの獲得若しくは管理に必要又は望ましい業務として UNLP 及びオーナーが合意する業務。
2. 本件業務の詳細は、本約款における別紙その他の方法にて両当事者別途協議のうえ定める。

第3条（業務遂行）

1. オーナーは、UNLP の合理的な指導その他必要に応じ UNLP が提供する情報に従い、善良なる管理者の注意をもって誠実に本件業務を遂行する。
2. オーナーは、本件業務の遂行に関して適用される法令及びガイドライン並びに監督官庁の指示及び指導等を遵守する。

3. オーナーは、本件業務の遂行に関して、いかなる場合にも虚偽、誇大又は誤解を生じさせるような内容の勧誘、宣伝又は広告を行なってはならない。
4. オーナーは、本件業務の遂行に際し、UNLP の名において又は UNLP の代理人として、如何なる法律行為を為す権限も有しない。
5. オーナーは、本契約の有効期間中及びその終了後 12 ヶ月の間において、UNLP からの要請があった場合には、本件業務の遂行状況に関し、UNLP が合理的に要求する事項の報告を行なう。
6. オーナーは、UNLP の事前の書面または電磁的記録による同意を得た場合を除き、本件業務を第三者に委託することはできない。

第3章 本債権

第4条 (支払)

オーナーは、毎月 1 日から末日までに生じた本債権の額面額の総額につき、翌月末日までに、UNLP が指定する金融機関口座に対し、消費税その他適用のある付加税を付して、口座振替又はオーナーの手数料負担で振り込み支払う。

第4章 雜則

第5条 (個人情報の取扱い)

1. オーナーは、本件個人情報を第三者に提供してはならない。但し、オーナーは、個人情報保護法がその例外として定める場合に該当する場合は、本件個人情報を提供することができる。この場合、オーナーは UNLP に対して速やかにその旨を通知する。
2. オーナーは、個人情報保護法及びその関連法令・諸規則に従って、本件個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他本件個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。また、オーナーは、本件個人情報を本件業務以外の目的に使用してはならないものとし、本件個人情報に関する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、本件個人情報の加工、利用、複写及び複製等を行なってはならない。
3. オーナーは、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、本件個人情報が記載又は記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（本件個人情報がコピーされた有体物を含む。）を直ちに UNLP の指示に従い返還、消去又は廃棄するものとし、当該消去等を行った本件個人情報を、方法の如何を問わず、復元又は再生してはならない。
4. オーナーは、本件個人情報について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故を発見した場合には、直ちに UNLP に連絡をし、必要に応じて UNLP と協力して事実調査、影響の特定、当局等への報告等の必要な措置を行なう。
5. オーナーは、その役員、従業員、その他本件業務の遂行のために使用する者をして、本条に定める義務を遵守させるものとし、そのためには必要かつ適切な監督を行なう。

第6条 (秘密保持)

オーナーは、本契約上の義務の履行に必要な場合を除き、本契約の内容、本契約の交渉及び締結の経緯並びに本契約において企図されている取引の実行の過程において UNLP から受領した情報（文書、電子メール、口頭、電磁的媒体その他情報伝達の形式を問わない。）であって、秘密である旨が当該受領の時点において明示されているもの（以下、併せて「機密情報」と総称する。）を厳に秘密として保持するものとし、UNLP の事前の同意なく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならない。また、オーナーは、本契約において企図されている取引の実行の目的以外の目的で機密情報を使用してはならない。但し、機密情報には次の情報は含まれない。

- (1) 受領の際に既に公知であった情報及び受領後オーナーの責に帰すべき事由によらずに公知となった情報。
- (2) 受領の際にオーナーが既に適法に有していた情報
- (3) オーナーが、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (4) 開示された情報を使用することなく、オーナーが独自に開発した情報

第7条 （損害賠償）

UNLP 及びオーナーは、本契約に違反して、他の当事者に対して損害を及ぼした場合、自らの責めに帰すべき事由により直接かつ現実に発生した通常の損害に限り、相手方に対して賠償する。但し、天災地変その他の不可抗力により生じた損害については、その責任を負わない。

第8条 （契約上の地位又は権利義務の譲渡等）

オーナーは、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務について、第三者に対する譲渡、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第9条 （契約の解除）

1. UNLP は、オーナーが次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本約款に同意した際に締結した一切の契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約に基づく債務を履行しないとき
- (2) 本契約のいずれかの条項に違反し（第10条に該当する場合を除く）、30日の期限を付した書面による催告を受けたにもかかわらず、期限までに契約違反が治癒できないとき
- (3) 仮差押え、仮処分、差押え、競売、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらを申立てたとき
- (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとな

ったとき

- (6) 解散、事業の廃止、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は合併の決議をしたとき、
又は買収されたとき。ただし、UNLP の関係会社間における組織再編、合併又は承継を
除く。
 - (7) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
2. オーナーは、前項各号の一に該当したときは、UNLP に対する本契約に基づく一切の未履行
債務につき期限の利益を喪失し、直ちに履行しなければならない。
 3. 本条に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。
 4. 本契約が満了又は解除により終了した場合、オーナーは、UNLP から提供を受けた無償支給
品、資料等を遅滞なく相手方に返還しなければならない。

第10条（反社会的勢力との関係排除）

1. UNLP 及びオーナーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過
しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能
暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当し
ないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても
該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自らの行う事業が、反社会的勢力の支配を受けていると認められること
 - (2) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的
で反社会的勢力を利用し、又は、反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力を
従事させていると認められること
 - (3) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うな
どの関与をしていると認められること
 - (4) 自らの役員(取締役、執行役、監査役、執行役員、会長その他、名称の如何を問わず、
経営に実質的に関与している者をいう)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢
力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (5) 本契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資するもの
であること
2. UNLP 及びオーナーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行
為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的言辞又は暴力的行為
 - (4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、UNLP 若しくはオーナーの信用を毀損
し、又は UNLP 若しくはオーナーの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. UNLP 及びオーナーは、相手方が第 1 項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事
情があると判断された場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、
相手方はこれに協力する。また UNLP 及びオーナーは、自らが第 1 項のいずれか一にでも

違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知する。

4. 前条の定めにかかわらず、UNLP 及びオーナーは、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する一切の期限の利益を喪失させ、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約の全部又は一部を将来に向けて解除できる。
5. UNLP 及びオーナーは、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わない。
6. 第4項に基づく解除により、解除をした当事者が損害を被った場合、解除された当事者は、その損害を賠償する責任を負う。

第11条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、オーナーが本約款へ同意した際に同時に締結されたインターネット回線サービス契約の有効期間に従う。
2. 本契約第5条、第6条、第7条、第8条、本条第2項、第12条及び第13条の規定は、本契約の終了後も引き続き効力を有する。また、第11条の規定は、本契約の終了後も1年間引き続き効力を有する。

第12条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

UNLP 及びオーナーは、本契約に関する一切の紛争について、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第14条（誠実協議）

UNLP 及びオーナーは、本契約に定めのない事項及び本約款の条項に関して疑義が生じた場合については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議のうえこれを決する。

(別紙) 本件業務に係る仕様書（本契約第2条第2項関連）

1. 実施すべき事項等

(1) 本件業務の遂行、業務指導及び調査について

- 1 オーナーは、本契約に基づき、UNLP（本別紙においては U-NEXT を含む。以下同じ。）の合理的な指示に従い、UNLP の委託する本件業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2 オーナーは、本件業務に関わる従事者がいる場合はこれに対して、適正な本件業務の推進に向けた研修等を実施しなければならない。
- 3 UNLP は、オーナーの行う本件業務が本契約の定めに反した方法によって履行されたとの疑義があると判断した場合、オーナーの本件業務について必要な調査を行うことができるものとし、オーナーは当該調査に協力する。

(2) UNLP が提供する素材等の使用について

- 1 オーナーは、本件業務遂行のため、UNLP が提供する素材（広告宣伝用の映像データ、画像データ、文書を含むがこれらに限られない。以下「素材等」という。）を使用できる。但し、オーナーが素材等を使用する場合には、予め UNLP と協議のうえ、明示的に定めた使用目的及び使用範囲内でのみ素材等を使用する。
- 2 オーナーは、UNLP が提供する素材等について、使用の目的及び使用範囲に制限があること及び素材等に関する著作権者、著作隣接権者その他素材の使用について正当な権限を有するもの（以下、「権利者」という。）により、素材等の使用範囲および使用目的が変更されることがあることを予め承諾する。
- 3 素材等の使用範囲および使用目的が変更となったときは、オーナーは UNLP の指示に従って素材等の使用を停止又は使用方法の修正を行なう。変更に伴い発生する費用はオーナーが負担するものとし、本契約が終了した場合も同様とする。
- 4 オーナーが素材等を本契約及び本別紙の定めに反して使用し、UNLP に損害が生じた場合、オーナーは UNLP に対して損害を賠償する。
- 5 オーナーが本契約又は本別紙の定めに反して素材等を使用したことにより生じたオーナーの損害について UNLP はオーナーに対しその賠償の責を負わない。

(3) 商標等の使用について

- 1 オーナーは、本件業務の遂行のため UNLP の商標、ロゴマーク等（以下「商標等」という。）の使用を希望する場合、事前に UNLP より承諾を得る。
- 2 オーナーが商標等を適正な方法で使用していない場合、UNLP はその使用中止又は使用方法の変更を求めることができ、オーナーはこれに従う。
- 3 オーナーは、本契約が終了した場合、自己の責任と負担において、商標等の使用を直ちに中止する。
- 4 ②の変更及び③の使用中止に伴い発生する費用はオーナーが負担する。

(4) 業務報告について

- 1 オーナーは本件業務の遂行に係る記録を保有するものとし、UNLP から報告を求められた時は、直ちに報告しなければならない。

2 ①に定めるオーナーの記録について、オーナーの本件業務の遂行後少なくとも1年間は保存しなければならない。

3 オーナーは、本件業務の遂行において顧客等から苦情等を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。なお、UNLP からその内容等について報告を求められた場合には、報告しなければならない。

(5) キャンペーンの企画・実行について

1 オーナーは、本件業務の遂行のためキャンペーンを企画・実行する場合、予め UNLP と協議し合意した内容でキャンペーンを行なう。

2 オーナーが単独でキャンペーンの企画・実行を行なう場合は、両当事者が事前協議のうえその費用の負担について決定する。

(6) 広告宣伝について

1 オーナーは、UNLP が提供する広告物以外で広告表示を実施する場合、景品表示法並びに特定商取引法その他の関係法令及びガイドラインその他の指針を遵守しなければならない。なお、本契約において、広告表示とは、媒体を問わず、オーナー誘引するための手段として商品又は役務等の内容又は取引条件等に関する全ての表示をいう。

2 オーナーは、UNLP が提供する広告物以外で広告表示を実施する場合、予めその内容を UNLP に通知し、UNLP の承認を得る。

2. 禁止事項

(1) 勧奨業務について

1 オーナーは、潜在顧客に対し、事実と異なる虚偽の内容での勧奨をしてはならない。

2 オーナーは、本サービスの月額使用料等の減免をするかのように謳い潜在顧客を誘引してはならない。

3 オーナーは、潜在顧客に対し自らが第三者であるかのような欺瞞的行為をしてはならない。

4 オーナーは、第三者が提供する商品又はサービスが、あたかも UNLP が提供する商品又はサービスであるかのように潜在顧客に誤認させる勧奨をしてはならない。

5 オーナーは、潜在顧客に対し利用期間の限定を前提とした商品の勧奨をしてはならない。

6 オーナーは、UNLP の信用・名誉、並びに UNLP との信頼関係を毀損させてはならない。

7 オーナーは、潜在顧客に不信、不快、威圧感を与えるような応対態度・マナーによる営業活動をしてはならない。

8 オーナーは、顧客に対し、事実と異なる情報提供や公正でない比較等をしてはならない。また、他社を誹謗中傷するような営業活動をしてはならない。

(2) 本契約の定めに反する本件業務、本契約の定めに反すると疑わしき本件業務、本サービスの不当な使用方法を助長する行為等、UNLP との信頼関係を損なう行為を行ってはならない。

- (3) オーナーは、本件業務遂行のため素材等を使用する場合に、予め UNLP と協議のうえ、明示的に定めた使用目的及び使用範囲内を超えて素材等を使用してはならない。
- (4) オーナーは、UNLP の商標等を使用する場合、不当に顧客を混同させ UNLP の営業上の信用を失墜するような使用をしてはならない。
- (5) 広告宣伝について
 - 1 オーナーは、商品に係わる広告宣伝を行う場合、その内容を虚偽又は誇大なものにしてはならない。又、曖昧な表現で顧客の誤解を招いてはならない。なお、UNLP は必要により、その内容の提示及び改善を要請することができる。
 - 2 オーナーは、本件業務の遂行のため、TV、新聞、ラジオ、雑誌、Web サイト等の媒体に広告掲載を希望する場合、予め UNLP に掲載内容を通知し、UNLP の承認を得る。尚、オーナーは、UNLP の承認を得た場合といえども、素材等の使用範囲および使用目的が変更となった等の事情により広告宣伝について停止又は修正の必要があると UNLP が判断したときは、UNLP の指示に従って速やかに広告宣伝の停止又は修正を行なう。変更に伴い発生する費用はオーナーが負担するものとし、本契約が終了した場合も同様とする。
 - 3 オーナーは、本件業務の遂行のため、インターネット上で広告宣伝を行う場合（キーワードの購入を希望する場合を含む）、予め UNLP の承認を得ることなく単独でキーワードの購入を行なってはならない。
- (6) オーナーは、本件業務に Winny 等のファイル交換ソフトがインストールされている端末等を用いてはならない。

3. 禁止事項に違反した場合の措置

オーナーは、本契約及び本仕様書に定める禁止事項に違反したことが明らかとなった場合、若しくは客観的事実に基づき合理的に違反と疑わしき事実がある場合は、その違反及び違反と疑わしき事実の程度によって UNLP が定める以下の措置を求められた場合に誠意を持って対応しなければならない。なお本項の規定は、本契約により UNLP が本契約を解除することを妨げない。

- (1) 事実関係を文書にて明らかにすることを求める措置
- (2) UNLP が改善が可能と判断する場合において、オーナーの具体的改善内容を文書にて求める措置
- (3) 事実が明らかになり、再発となる懸念が解消されるまでの期間は本件業務を停止する措置
- (4) オーナーが不当に利得した業務委託料等があった場合に、その業務委託料等の返還を求める措置
- (5) UNLP がオーナーに対して前号に定める返還請求権行使する蓋然性が高い場合においては、返還請求金額、及び損害賠償金額を確定するまでの期間、オーナーに対する業務委託料等の支払を一旦停止する措置
- (6) その他本契約の定めによって求める措置

以上